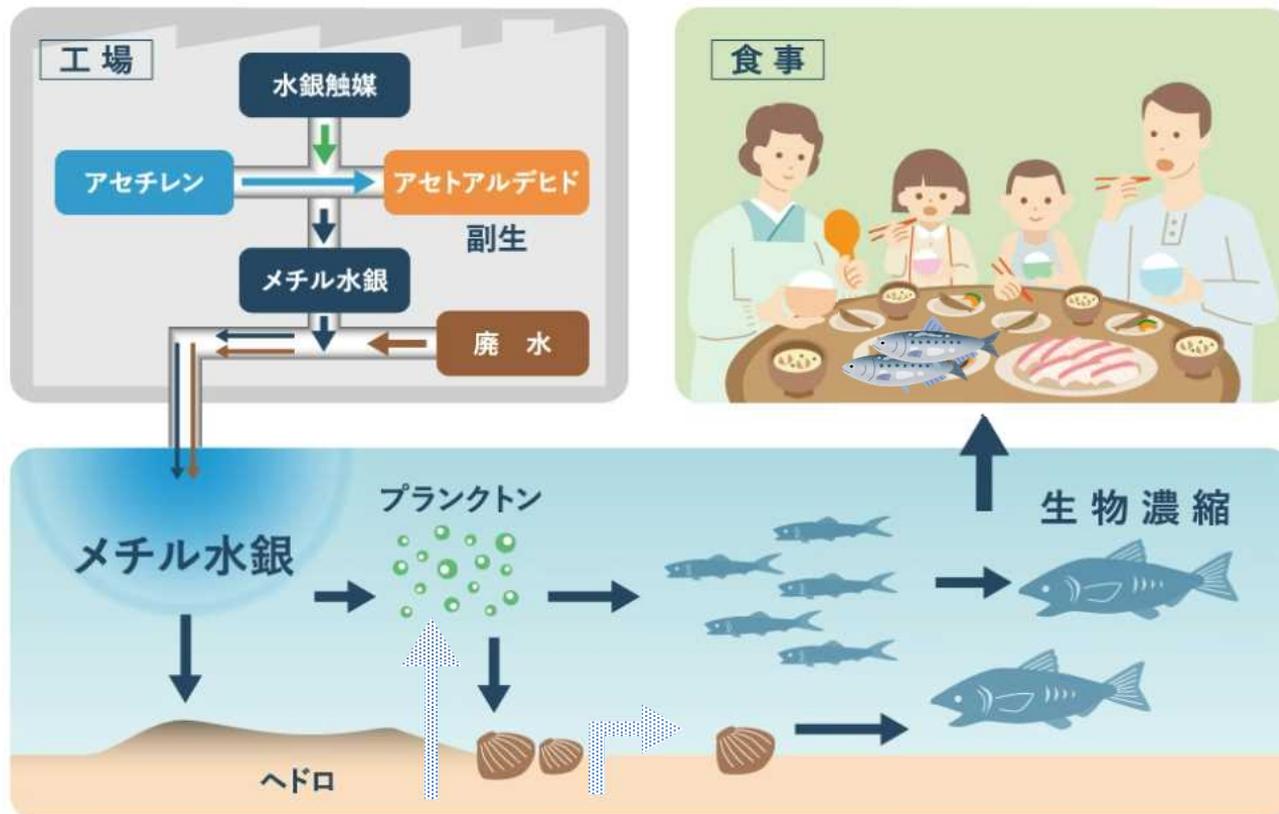


# 水俣病にかかると経緯について

# 水俣病とは

- メチル水銀化合物に汚染された魚介類を日常的にたくさん食べた住民の間に発生
- 中毒性の中樞神経系疾患



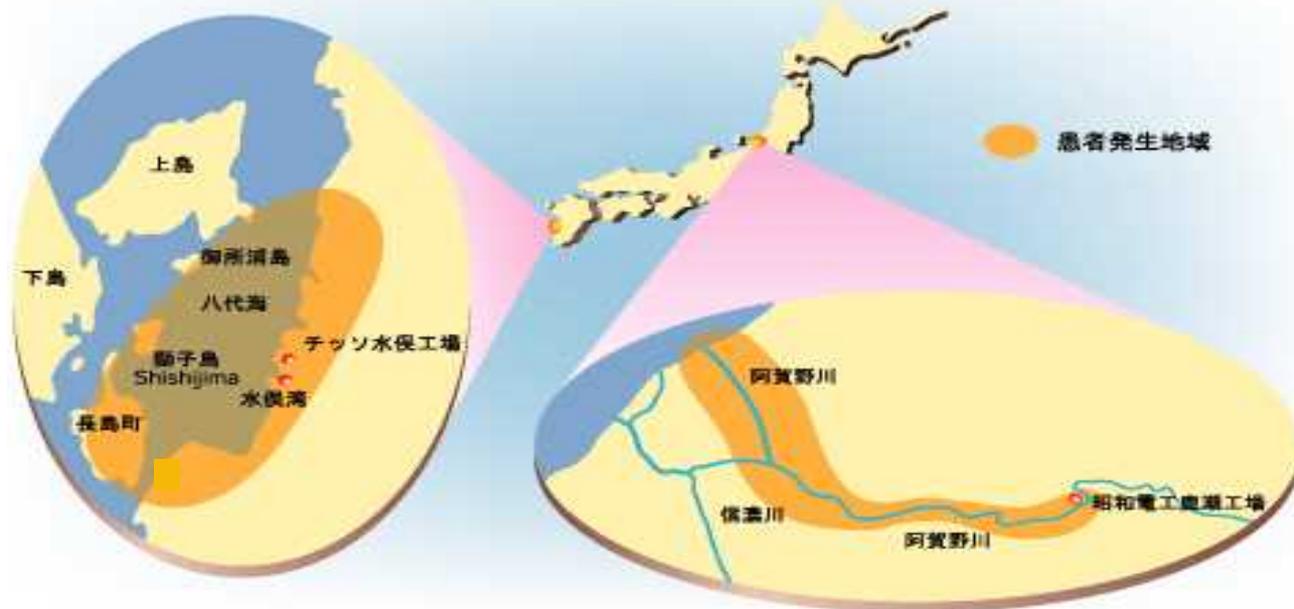
# 水俣病発生地域

熊本県、鹿児島県： チッソ水俣工場 ⇒ やつしろかい 八代海沿岸

新潟県： 昭和電工<sup>かのせ</sup>鹿瀬工場 ⇒ 阿賀野川流域

## ・水俣病発生地域

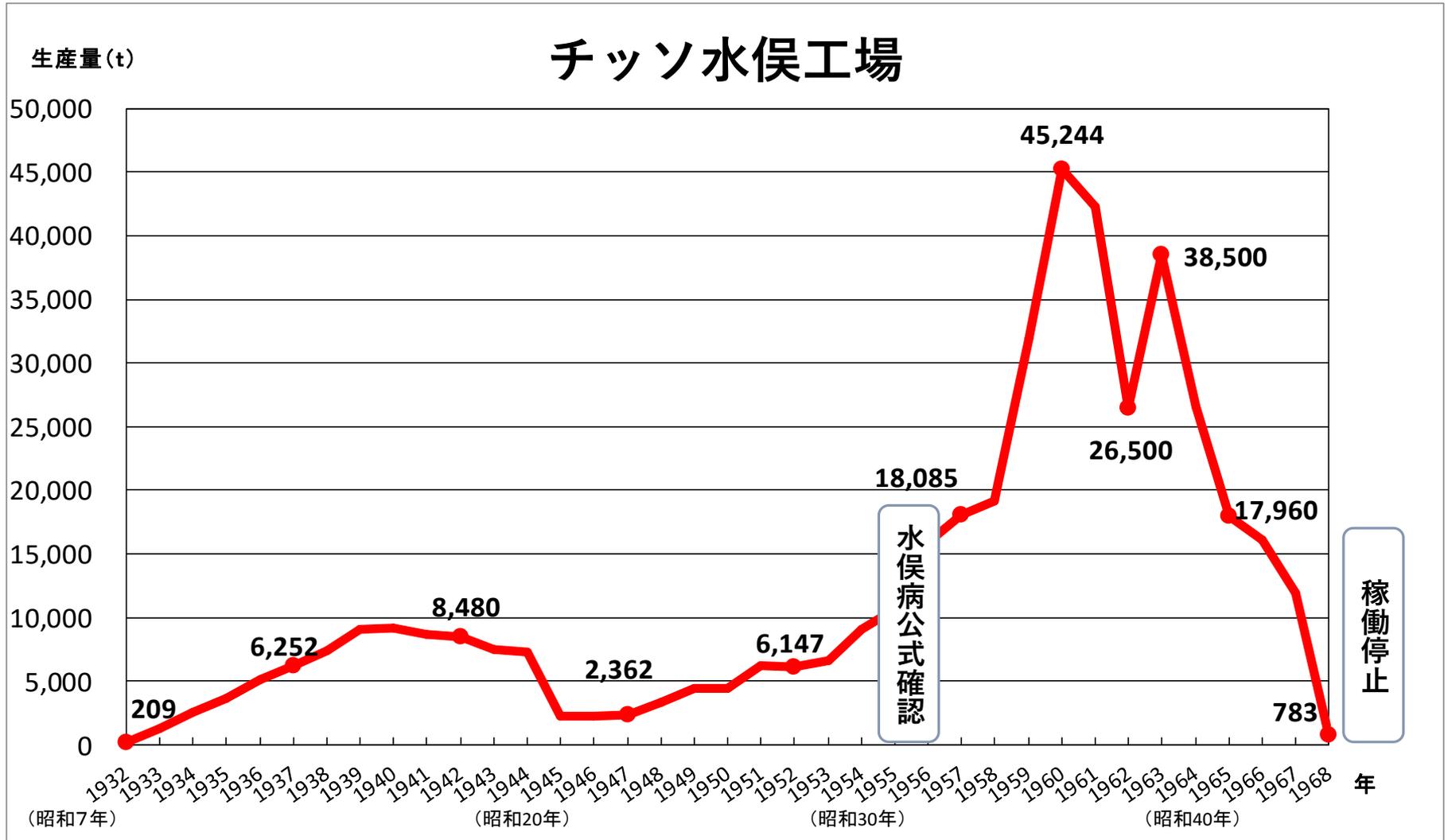
環境保健部「水俣病 その歴史と対策 1999」より



昭和31年患者公式確認

昭和40年患者公式確認

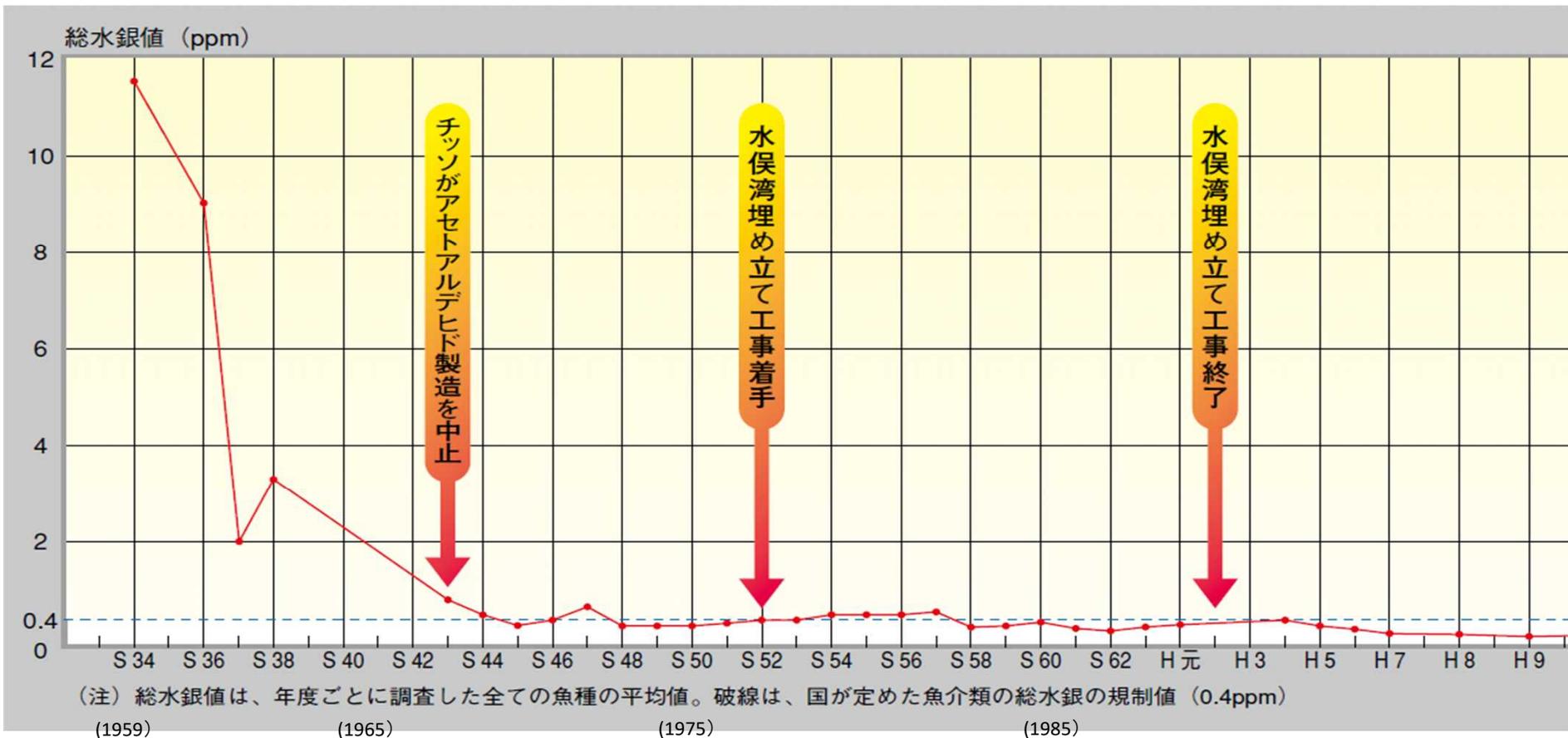
# アセトアルデヒド生産量の推移



国立水俣病総合研究センター「水俣病に関する社会科学的研究会」報告書を元に環境省作成

# 魚類の総水銀値年次推移

## 水俣湾



(出典) 熊本県『はじめて学ぶ水俣病』(平成24年度)

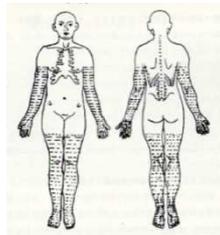
## 水俣病

熊本県水俣市のチッソ水俣工場、新潟県の昭和電工鹿瀬工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べることによって起こった中毒性の神経系疾患

### 1 後天性水俣病

- 感覚障害
- 運動失調
- 求心性視野狭窄
- 聴力障害 等

#### ●感覚障害



手足の先ほど  
感覚が鈍い

#### ●運動失調



字が上手く  
書けない



バランス障害  
歩行障害

#### ●求心性視野狭窄



**個々の症状は水俣病特有のものではない（非特異性）**

### 2 胎児性水俣病

（妊娠中に胎盤を介して曝露）

# 水俣病のこれまでの経緯

昭和31年 (1956)	<b>水俣病公式確認</b> <ul style="list-style-type: none"><li>5月1日、チッソ附属病院が水俣保健所に<u>患者の発生を報告</u></li></ul>
昭和34年 (1959)	<b>熊本大学医学部が有機水銀説を発表</b>
昭和40年 (1965)	<b>新潟水俣病公式確認</b> <ul style="list-style-type: none"><li>5月31日、新潟大学が新潟県に患者の発生を報告</li></ul>
昭和43年 (1968)	<b>政府統一見解の発表</b> <ul style="list-style-type: none"><li>熊本水俣病の原因はチッソ水俣工場の排水中のメチル水銀化合物であること</li><li>新潟水俣病の原因は昭和電工（現レゾナック）鹿瀬工場のメチル水銀を含む排水が基盤であること</li></ul>
昭和48年 (1973)	<b>「公害健康被害補償法」（公健法）成立</b> <ul style="list-style-type: none"><li>環境汚染による健康被害への補償等を制度化。（慰謝料、療養費、通院・入院手当等）</li><li><b>認定者数：3,000名（令和6年5月現在）</b></li></ul>
昭和52年 (1977)	<b>公健法に基づく水俣病の認定の判断条件（52年判断条件）を公表</b>

# 水俣病のこれまでの経緯

<p>平成 3年 (1991)</p>	<p><b>中央公害対策審議会答申</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>水俣湾周辺地域では遅くとも昭和44年以降、阿賀野川流域においては昭和41年以降、水俣病が発生する可能性のあるレベルの持続的メチル水銀ばく露が存在する状況ではなくなっていると認められる。</li><li>健康管理事業、医療事業（療養費、療養手当）の実施</li></ul>
<p>平成 7年 (1995)</p>	<p><b>政治解決</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>与党三党（自由民主党、日本社会党、新党さきがけ）合意による解決（一時金、療養費等）</li><li><b>救済対象者： 12,374名</b></li></ul>
<p>平成16年 (2004)</p>	<p><b>関西訴訟最高裁判決</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>規制権限の不行使につき国と熊本県に賠償責任が認められた。</li><li><u>昭和52年判断条件は否定されていない。</u></li></ul>
<p>平成21年 (2009)</p>	<p><b>「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（水俣病被害者特措法）成立</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>超党派の議員立法。</li><li>公健法に基づく判断基準を満たさないものの救済を必要とする方々の救済を図る。（一時金、療養費等）</li><li><u>「あとう限りすべて救済されること」</u>を旨とする。地域づくり（35条、36条）、健康に係る調査研究（37条）</li><li>チッソの分社化（子会社JNCに営利事業を譲渡、被害者への補償等の業務に特化した会社として存続）を規定。</li><li>同様の内容により、訴訟原告団と和解。</li><li><b>救済対象者： 38,320名</b></li></ul>

# 公害健康被害補償法の現状

(令和6年6月末現在)

	熊本県	鹿児島県	新潟県	合計
申請者数	22,560	10,604	2,757	35,921
処分件数	15,200	5,034	2,322	22,556
うち認定	1,791	493	716	3,000
うち棄却	13,422	4,541	1,622	19,585
取下げ	7,026	4,480	347	11,853
未処分	321	1,090	72	1,483

# 水俣病被害者特措法の状況

- 平成21年（2009年）「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（水俣病被害者特措法）成立
- 救済申請受付期間：平成22年5月～平成24年7月

## 申請・判定結果（平成30年1月判定終了）

	一時金等の給付申請者数				切替者数 (※)
	① 一時金等 対象該当者数	② 療養費 対象該当者数	③ ①、②のい ずれにも該当しな かった数	④ 合計 (①+②+③)	
熊本県	19,306	3,510	5,144	27,960	14,797
鹿児島県	11,127	2,418	4,428	17,973	1,998
新潟県	1,816	143	120	2,079	29
3県合計	32,249	6,071	9,692	48,012	16,824

(※) 水俣病特措法施行前に保有していた保健手帳から水俣病被害者手帳（水俣病特措法に基づく手帳）への切替え人数

# 水俣病被害者特措法に基づく健康に係る調査研究について

- 水俣病被害者特措法第37条は、政府は健康に係る調査研究を行うこと、及びこのための手法の開発を図ることを規定している。

(参考) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法  
(平成21年法律第81号)

(調査研究)

第37条 政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者（水俣病が多発していた時期に胎児であった者を含む。以下「指定地域等居住者」という。）の健康に係る調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。

2 (略)

3 政府は、第一項の調査研究の実施のため、メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査、効果的な疫学調査、水俣病問題に関する社会学的調査等の手法の開発を図るものとする。

4 (略)